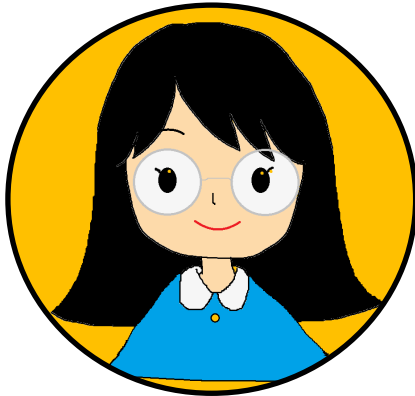


再犯防止（入口支援）について教えてください。



N（H29年入庁）

検察事務官

ひと言メモ

秋になり、通勤中に犬の散歩に遭遇することが増えました。

日々の癒やしです。（犬好き）



検察庁での再犯防止（入口支援）について説明します。罪を犯してしまった人の中には、福祉や医療などの支援が必要な方もいます。このような人が不起訴（起訴猶予）や罰金、あるいは執行猶予の言い渡しを受け釈放された後に、福祉機関や医療機関などから適切な支援を受けられるよう本人の同意を得て、こうした機関などに橋渡しを行う業務を検察庁では行っています。

再犯防止の取組として、刑務所を出所するときにこうした支援を行うことを「出口支援」と呼ぶのに対し、刑事司法手続きの入口段階、いわば被疑者・被告人段階で行う支援を「入口支援」と呼びます。

私は高検勤務の前に高知地検で入口支援などの再犯防止の取組を行う刑事政策推進担当として勤務をしていました。

入口支援を行うに当たって、こういった福祉機関や医療機関に橋渡しをするのが適切なのか迷うこともあります。こうした時には関係者に集まっていただけ、高知地検が連携している社会福祉士にアドバイスをいただきながら、ケース会議を開くこともありました。

どの機関からどのようなサポートをしていただくのがベストか、被疑者によって全く違ってきます。また、限られた時間の中で一件一件検討を重ねながら最善の道を探す必要があります。これまで携わってきた捜査公判業務とはまた違った難しさがありました。

このように、いろいろと難しい場面もありましたが、罪を犯してしまった人の円滑な社会復帰のため、それが再犯の防止につながるのであればと思いながら日々取り組んできました。私にとって非常にやりがいのある仕事でした。

[← Q & Aにもどる](#)